

生活介護事業の人員及び設備に関する基準等

(1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	次のいずれかに該当する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士等） 社会福祉事業に2年以上従事した者 上記2項目と同等以上の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> 原則専らその職務に従事する常勤の者1名
サービス管理責任者	実務経験及び研修の受講（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上は常勤 事業所ごとに、利用者の数の区分に応じて以下のとおり配置すること <p>（利用者の数が60以下の場合） 1以上</p> <p>（利用者の数が60を超えるの場合） 1に、利用者の数が60を超えて60または、その端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
医師	医師免許証を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医を確保することでも差し支えない）
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 看護師 准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護の単位ごとに1以上
理学療法士 又は 作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士 作業療法士 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施する場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数（当該訓練を実施しない場合は、配置不要）
生活支援員	なし	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護の単位ごとに1人以上（うち1人以上は常勤であること）
<p>※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で以下の①から③までに掲げる平均障害程度区分（算出方法は※2を参照）に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数を配置すること。</p> <p>①平均障害程度区分が4未満　　：利用者数を6で除した数以上</p> <p>②平均障害程度区分が4以上5未満　：利用者数を5で除した数以上</p> <p>③平均障害程度区分が5以上　　：利用者数を3で除した数以上</p> <p>※理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができる。</p>		

※1 サービス管理責任者の資格要件については、「サービス管理責任者の資格要件」（4

ページ～5ページ)を参照してください。

※2 平均障害程度区分の算出は以下の式を用いて算出してください。

$$\{(2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数})\} \div \text{総利用者数} (\times 3)$$

※3 総利用者数は、総定員の90%となるように設定してください。

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。 ※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。

(2) 設備に関する基準

設備	内容
訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。(多目的室と兼用可)
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
多目的室その他運営に必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
消火設備その他非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法その他の関係法令等に規定された設備を設置すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備については、専ら指定生活介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 	

(3) 事業の規模

生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有する必要ありません。

(4) その他の留意事項

- ① 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、適温調整等、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものであること。
- ② 緊急時、非常災害時の対策として、安全な避難手段、経路を確保すること。
- ③ 建物の位置や用途等により、都市計画法等の手続きが必要となる場合があります。柏原市都市計画課にて、市街化区域か市街化調整区域の判断や用途地域に関する内容の確認を行ってください。なお、内容によっては大阪府の開発許可担当課の手続きが必要となる場合があります。
※確認した内容は、事前協議用添付書類の協議様式3「開発許可担当課との協議事項」に記載してください。
- ④ 既存建物を活用する場合は、当該建物の用途等により、建築基準法等の手続きが必要となる場合があります。大阪府の建築確認担当課（大阪府審査指導課確認・検査グループ TEL06-6210-9724）にて、用途変更の必要性の有無などについて確認を行ってください。

※確認した内容は、事前協議用添付書類の協議様式3「建築確認担当課との協議事項」に記載してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。

- ⑤ 事業運営にあたり、消防設備・避難設備等の設置改修等が必要となる場合があります。消防設備・避難設備等について柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部予防課（Tel 072-958-9928）と協議調整を事前協議までに必ず行ってください。
※確認した内容は、事前協議用添付書類の協議様式4「消防本部との協議事項」に記載してください。なお、新築・改修される建物については、申請前には消防本部の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があります、申請時に提出する「防火対象物使用開始届」においては消防本部の【受付印】と【検査済印】の押印がなければ、申請受付ができません。また、手続きは、申請までに完了させる必要があります。
- ⑥ 便所等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出しを設置することが望ましいです。
- ⑦ 設備等に関する使用権原を確保すること。土地、建物等については、短期入所事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限りです。

(5) 従たる事業所を設置する場合の取扱いについて

所定の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。要件は次のとおり。

<p>①人員及び設備に関する要件</p>	<p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が6人以上であること。</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p>
<p>②運営に関する要件</p>	<p>ア 利用申込みに係る調整、職員に関する技術指導等が一元的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互に支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が作成されていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>

サービス管理責任者の資格要件

実務経験

業務の範囲	業務内容	具体的内容	実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、福祉の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業の従業者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者 ウ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所の従業者	5年以上 かつ 900日以上
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		特別支援教育における進路相談、教育相談の業務に従事する者	オ 盲学校・聾学校・養護学校の従業者	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者	カ 保険医療機関の従業者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者並びに国家資格者等（※1）を有している者、アからオに掲げる従業者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。）	
		(1) 社会福祉主事任用資格を有する者		
	(2) 居宅介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者			
	(3) 国家資格等を有する者（※1）			
	(4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者			
	その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務に従事する者	キ その他これらの者に準すると都道府県知事が認めた者		
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	ア 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床の従業者 イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従事者	
障害者雇用事業所において就労支援の業務に従事する者		エ 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社）、重度障害者多数雇用事業所の従業者		
特別支援学校等における職業教育の業務に従事する者		オ 特別支援学校、特別支援学級の従業者		
その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務に従事する者		カ その他これらの者に準すると都道府県知事が認めた者		
上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者		②ア～カに同じ		
③ 有資格者等	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者		5年以上 かつ 900日以上	
	(2) 居宅介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者			
	(3) 児童指導員任用資格者			
	(4) 保育士			
上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格（※1）による業務に5年以上従事している者	①ア～キ、②ア～カに同じ	3年以上 かつ 540日以上		

※1 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

- 注1 サービス管理責任者になるためには、原則前述の実務経験のほか、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修」の受講が必要である。ただし、実務経験の要件を満たしていれば、事業開始後1年以内に「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができる。（受講誓約書が必要）「サービス管理責任者研修」については、障害福祉サービスによって、受講分野が異なるため、当該サービスに関する分野の研修を受講する必要がある。（※2）
なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年以内に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年以内に残りの障害福祉サービスの研修を修了しておくことよい。
- 注2 やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合、事由発生後1年間は、実務経験の要件を満たしていれば、サービス管理責任者の研修の実務経験の要件を満たしていれば、事業開始後1年以内に「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・終了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができる。（受講誓約書の添付が必要）
- 注3 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者は、平成18年度以降、平成24年3月末までに「相談支援従事者初任者研修」を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものとみなす。
- 注4 いわゆる無認可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、①公的な補助金又は委託により運営されていること ②業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること ③所属長等による実務経験の証明が可能であること の全てを満たすことができる場合に限り、実務経験に含めることができる。
- 注5 経験年数を満たす者を配置することが困難な場合は、資格要件弾力化特区の適用申請も可能。
- ※2 「サービス管理責任者研修」の各サービスの受講分野は以下のとおり。
（1）療養介護、生活介護・・・介護
（2）自立訓練（機能訓練）・・・地域生活（身体）
（3）自立訓練（生活訓練）、共同生活援助・・・地域生活（知的・精神）
（4）就労移行支援、就労継続支援・・・就労